

考査規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(要請等)</p> <p><b>第10条の2</b> 当取引所は、考査の結果、取引参加者の業務又は財産の状況が、<u>当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない又は適当でない</u>こととなるおそれがあると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(要請等)</p> <p><b>第10条の2</b> 当取引所は、考査の結果、取引参加者の業務又は財産の状況が、<u>法令等に違反する行為が発生すること</u>となるおそれのある状態であると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>